

# みっくら

## お知らせ版

令和2年4月1日発行 第311号

発行：大瀬川活性化会議

事務局：花巻市石鳥谷町大瀬川10-45-2（大瀬川振興センター内）

電話/FAX 45-6472

### 4月30日まで休館延長

昨年の12月以降中国湖北省武漢市を発信源とする**新型コロナウイルス感染症**は世界各地に拡大し続け、日本国内でも日々感染者の増大が報じられています。今年最大のイベントとなるはずだった東京オリンピックもついに延期されることになりました。

花巻市では2月28日、花巻市新型コロナウイルス感染症対策本部から予防措置として各振興センター等に休館要請が出され、その後、自治公民館などの利用制限も示されました。期間は当初、3月19日までとしましたが、それが3月末まで延長され、さらに4月30日まで休館措置が継続されたため予約を含めたセンター使用の受付ができない状況です。

尚、5月1日以降については、今後の感染状況により検討し通知するという事です。

### 大瀬川活性化会議通常総会も初の書面議決

このことにより、各地区各団体の事業年度報告に関わる集会ができなくなり、大半が書面議決による方法をとらざるを得なくなりました。

大瀬川活性化会議でも役員会が開催できないため、資料を役員に配付して精査し4月16日開催予定の通常総会に備える体制をとりました。しかし、花巻市の休館期間延長により、会場の大瀬川振興センターの使用ができないため書面議決となります。

### 印刷機が更新されました！

平成21年以来愛用されてきた大瀬川振興センターの印刷機でしたが故障が目立つようになり、このほど更新になりました。

使用料金は従来どおり、原稿1枚につき製版代100円です。紙を持ち込みすれば製版代のみの経費で利用できます。会議資料やチラシの印刷（白黒のみ）にご活用下さい。



### 避難所誘導看板設置

緊急時の際、付近を通りかかった人にもわかるように大瀬川振興センター駐車場県道13号線沿いに指定緊急避難場所・指定避難所の誘導看板が設置されました。

### 外トイレを洋式化

振興センター駐車場脇の外トイレは、昨年秋からの故障と冬期間のため閉鎖していましたが、閉鎖解除に合わせて改修を行い洋式化されました。

立地的に地域外からの利用者も多いので、使用についてはどこでも同じように、誰もが気持ちよく使えるように心がけたいものです。





### 令和2年4月1日より 敷地内禁煙となりました

3月15日の「みつくら」でお知らせしておりましたが、花巻市の方針に基づき、大瀬川振興センター、大瀬川構造改善センター、大瀬川運動公園を含む左記の黄色い線で囲まれた区域内はタバコ、加熱式タバコ等の使用は禁止となりました。

これは花巻市の公共施設における受動喫煙防止対策指針によるもので、敷地外においても吸い殻のポイ捨て等、火災予防、景観保全の点から、利用者皆様のご理解とご協力と呼びかけています。

【新型コロナウイルス感染症】 国内の感染者数が拡大し続けています。それを示す棒グラフの伸びの勢いが違ってきました。塗りつぶされていく日本地図。取り囲まれていく白抜きされた県の心細さ……。緊張の度合いが日々増す中、一方で目に見えないものとの先の見えない戦いに、疲れも出てきて緊張の糸が緩みがちに……。 “日常” のかけがえのなさはあの震災のときに再認識させられました、ある意味地域は限定されていました。今、“日常” を奪われるかも知れない脅威は全世界に広がっています。何もしなければ医療崩壊につながる。すべきことはとにかく罹らないようにすることだとある専門家が訴えていました。マスクも消毒剤も手に入らない状況下。「えーい！静まれ！静まれい！」黄門様も助さん格さんもいません！ワクチンという葵のご紋が開発されるまで、手洗いの徹底などとにかくできることをして、なんとかみんなで乗り切るよう、頑張りましょう！！

### ～消防署からのお願い～

春を迎え、寒さも緩み、暖かい季節となってきました。

この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい状況となっております。平成13年4月1日から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野外焼却は原則として禁止されています。さらに平成16年4月1日からは、生活環境保全条例により庭先や空き地での家庭ごみの焼却も禁止となりました。例外として認められるものを除いては、野外焼却は行わないようにしましょう。

#### 例外として野外焼却が認められるもの

- 法令に基づく焼却
  - 伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却
- 風俗慣習上の行事のための焼却
  - 火祭り、どんと焼き等
- 農林漁業のためのやむを得ない焼却
  - 草、木の葉、枝、もみがら、わら等の焼却
- 学校教育等のための焼却
  - キャンプファイヤー等
- 落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却
  - 落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地の刈りとった草木の焼却

上記の場合であっても次のものは焼却禁止です。(例外は認められません) → 廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革

野外焼却を行う際は、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生させるおそれのある行為の届出書」を花巻北消防署まで提出していただきますようお願いいたします。

※上記届出は火災とまぎらわしい行為を消防機関が把握するためのものであり、焼却を許可するものではありません。

問い合わせ先：花巻北消防署（45ふそー2119）